

## 県直営による公の施設の管理運営状況

施設の名称	奥利根水質浄化センター
所在地	沼田市下川田町字宮塚1303番地
所管部局・課	県土整備部 下水環境課

### 1 施設の設置根拠(法律、条例等)

下水道法第25条の2、群馬県流域下水道条例
-----------------------

### 2 施設の役割

<p>(1) 設置目的 〔下水の適正な処理による公共用水域の水質保全〕 3市町(現2市町)の下水処理を広域的に行う目的で設置され、昭和56年に供用開始した。</p> <p>(2) 設置当初の状況 県知事と関係市町長とで下水道建設に関する覚書を締結し、それに基づき建設を進めている。 維持管理費の負担に関する覚書を県及び関係市町村間で締結した。 下水道をとりまく問題について審議するため、県知事及び関係市町長による連絡協議会を設置した。</p> <p>(3) 施設を取り巻く現状 地方自治体の厳しい財政状況において下水道事業のコスト縮減を図るため、下水道の維持修繕等について包括的な民間委託を推進する旨の閣議決定がなされた(平成15年)。 県においては、行政システム大綱「公社・事業団改革」による下水道公社の廃止が決定され、それに合わせて平成20年度から流域下水道の維持管理に包括的民間委託を導入した。 奥利根水質浄化センターでは、計画に基づく水処理施設が完成している。</p>
--

### 3 施設の概要

設置年月日	昭和56年4月 供用開始
敷地面積(所有者)	奥利根水質浄化センター及び2ポンプ場 6.0ヘクタール(群馬県)
主な施設(床面積、階数等)	奥利根水質浄化センター及び2ポンプ場(13,471平方メートル)
建設費	20,930百万円(平成28年度まで)

### 4 施設における実施事業

下水処理 現有施設水処理能力 21,300立方メートル/日最大 (平成28年度末時点処理人口 29,150人)
---

## 5 管理運営コストの状況

(千円)

区 分	29年度(当初予算額)	28年度(決算額)	27年度(決算額)	26年度(決算額)	25年度(決算額)
歳入(1)	370,864	354,332	383,863	388,798	362,810
関係自治体からの負担金他	370,864	354,332	383,863	388,798	362,810
歳出(2)	370,864	312,461	364,331	381,430	362,810
職員	34,850	32,645	33,900	38,086	39,324
消耗品費	656	584	785	707	571
修繕費	32,923	6,080	29,776	22,302	22,211
委託費	298,802	270,468	297,003	313,917	293,960
手数料	2,294	1,611	1,803	5,272	5,719
工事請負費	0	0	0	0	0
その他	1,339	1,073	1,064	1,146	1,025
歳入・歳出の差額(1)-(2)	0	41,871	19,532	7,368	0
歳入・歳出の主な増減理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H28維持管理費の精算額が少なかったため、調整を行った事による歳入減。</li> <li>・H26から臨時職員廃止による人件費の歳出減少。</li> <li>・周期的な修繕業務が無かったため、H28修繕費の歳出減少。</li> <li>・電気代の減少にともなう委託費の歳出減少。</li> </ul>				

## 6 職員の状況(各年度4月1日現在)

(人)

	29年度	28年度	27年度	26年度	25年度
常勤職員	4	4	4	4	4
合 計	4	4	4	4	4

## 7 施設利用の状況

区 分	29年度※	28年度	27年度	26年度	25年度
下水処理量(立方メートル/年)	4,490,741	4,748,981	4,613,849	4,560,676	4,567,582

※ 見込み数又は途中実績を記入

## 8 必要性及び管理運営方法の方向性

区 分	検討結果・理由等
施設の必要性	<p> <input checked="" type="checkbox"/> 県の施設としてこのまま存続    <input type="checkbox"/> 県の施設として事業規模等を縮小して存続  <input type="checkbox"/> 市町村に移管・譲渡    <input type="checkbox"/> 民営化・民間譲渡    <input type="checkbox"/> 廃止    <input type="checkbox"/> その他 </p> <p> ・ 公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全という下水道法の目的や、広域的に効率的な汚水処理を行う観点から、流域下水道の施設の設置及びその運営が必要である。  ・ 下水道法第25条の10の規定により、流域下水道の設置、維持その他の管理は都道府県が行うと規程されている。 </p>

指定 管理 者 制 度	<input type="checkbox"/> 県直営 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度導入 <input checked="" type="checkbox"/> その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下水道公社解散にともない、平成20年度より包括的民間委託を導入している。</li> <li>・ 下水処理場等の維持管理における包括的民間委託とは、下水処理サービスの質を確保しつつ民間の創意工夫を活かした効率的な維持管理を行うための方式であり、①性能発注方式であること（当県では、入札業者の技術力と価格を総合的に判断する、「条件付一般競争入札の総合評価落札方式」により委託業者を選定。）、に加え、②複数年契約であること（本県では3カ年契約）、を基本的な要素とする。</li> <li>・ 包括的民間委託の導入により、管理運営コストの削減に繋がっている。</li> </ul>
業 務 等 の 見 直 し	<input type="checkbox"/> 見直しの検討が必要なものがある <input checked="" type="checkbox"/> 当面見直しの必要はない <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コスト削減の一環として平成20年度から包括的民間委託を導入し、運転管理のほとんどの部分を包括的民間委託に含めている。包括的民間委託を導入したことにより、一定の業務コストの削減が可能となった。</li> <li>・ また、契約期間終了後に、学識経験者等により構成する群馬県流域下水道維持管理包括委託評価委員会からも、人件費などは確実に下がっており、良好な水質が保たれているなど、包括委託を継続すべきとの評価を受けている。</li> <li>・ また、設備等の点検や修繕についても、効率的・効果的に行えるよう計画を定め、設備の状態を見極めながら定期的の実施し、コスト縮減を図っている。</li> </ul>